

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第72号

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2 2第4号区分の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「平成19年4月以後の給与条例」を「平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間において適用されていた京都市職員給与条例（以下「平成19年4月以後平成25年3月以前の給与条例」という。）」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5) 平成25年4月1日以後適用されている京都市職員給与条例（以下「平成25年4月以後の給与条例」という。）の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの

別表第2 2第5号区分の項第2号中「第9号」を「第10号」に改め、同表2第6号区分の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「以後」の右に「平成25年3月以前」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(5) 平成25年4月以後の給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの

別表第2 2第7号区分の項第10号中「第9号」を「第10号」に改め、同号を同項第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号中「以後」の右に「平成25年3月以前」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(6) 平成25年4月以後の給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの

別表第2 2第8号区分の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「以後」の右に「平成25年3月以前」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(5) 平成25年4月以後の給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの

別表第2 2第9号区分の項中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ

つ繰り下げ、同項第4号中「以後」の右に「平成25年3月以前」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 平成25年4月以後の給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの

別表第2 2第9号区分の項第3号中「以後」の右に「平成25年3月以前」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(4) 平成25年4月以後の給与条例の環境業務職行政業務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)